

関係者 各位

ロシアを原産地とする貴金属の輸入の禁止措置
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)により、ロシアからの金の輸入禁止措置を実施することが決定され、7 月 5 日の閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」によりロシアからの貴金属(金)の輸入禁止措置を導入することとされたところです。

これを受けて、ロシアを原産地とする貴金属の輸入の禁止措置を実施するため、外国為替及び外国貿易法第 19 条第 2 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件(平成 18 年財務省告示第 443 号)の一部を改正する財務省告示等が 8 月 1 日から施行されております。

税関においては、国際局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達(令和 4 年 7 月 29 日財関第 549 号: 下記アドレスご参照)に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、当該告示による改正後の告示は財務省ホームページ(下記アドレスご参照)をご確認ください。

(掲載)

○税関ホームページ

令和 4 年 7 月 29 日財関第 549 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z549.pdf>

○財務省ホームページ

改正後の告示

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20220725-443.pdf

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

(業務部通関総括第 1 部門)

電話: 045-212-6150

○他法令確認について

(業務部通関総括第 3 部門)

電話: 045-212-6153

○外為法第 19 条に基づく許可について

(監視部総括許可部門)

電話: 045-212-6077